

「第3期長井市中心市街地活性化基本計画（案）」に 関する意見公募について（公募要項）

長井市では「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、平成28年4月から令和3年3月までの5年間を計画期間とする「長井市中心市街地活性化基本計画（第1期）」を策定し、平成28年3月に内閣総理大臣の認定を受けました。その後、令和3年4月から令和8年3月までを計画期間とする「第2期計画」を策定し、引き続き中心市街地の活性化に取り組んできました。

このたび、第2期計画の期間満了を迎えるにあたり、これまでの取組を継承・発展させ、さらなる賑わいと持続可能なまちづくりを推進するため、「第3期長井市中心市街地活性化基本計画」の策定を進めています。

つきましては、市民のみなさまのご意見を本計画に反映させていくため、計画（案）を公開し意見（パブリックコメント）を募集します。

記

1 意見公募期間

令和7年9月30日（火）から令和7年10月31日（金）まで

2 公表資料及び公表場所

（1）公表資料

- ①「第3期長井市中心市街地活性化基本計画（案）」
- ②「第3期長井市中心市街地活性化基本計画概要（案）」

（2）公表場所

市ホームページ及び長井市商工振興課（市役所本庁舎3階）

3 意見の記入様式及び提出方法等

（1）意見の記入様式

ご意見をいただく様式は所定の意見書様式とします。

住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記のうえ、ご意見を記入ください。

（2）提出方法・提出先

- ①直接持参 商工振興課（市役所本庁舎3階）
- ②郵 送 〒 993-8601 長井市栄町1番1号
長井市商工振興課 宛
- ③ファックス 0238-87-3369
- ④電子メール shoshin@city.nagai.yamagata.jp（商工振興課グループメールアドレス）

※なお、電話によるご意見は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

4 意見の取扱いについて

提出された意見は、整理したうえで市の考え方とともに公表します。

（名前や住所など個人が特定されるおそれがある情報は公表しません）

また、個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

5 問い合わせ先

長井市商工振興課 電話 0238-82-8016（同課直通）